

政府首相

No.13/2020/QĐ-TTg

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

ハノイ, 2020年4月6日

決定
ベトナムにおける太陽光発電開発の奨励メカニズムに関して

2015年6月19日付政府組織に関する法律に基づき；
2004年12月3日付電力法；2012年11月20日付電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律に基づき；
2014年11月26日付投資法；2016年11月22日付投資法を改正及び補充する法律に基づき；
2014年6月18日付建設法に基づき；
2018年8月31日付2018年から2023年の段階におけるニントゥアン省の経済・社会発展を支援し、生産活動、国民生活を安定させる特別な政策及びメカニズムの実施に関する政府決議 No.115/NQ-CP を実施するため；
商工大臣の提案を踏まえ；
政府首相は、ベトナムにおける太陽光発電開発の奨励メカニズムに関する決定を公布する。

第1章
一般規定

第1条. 調整範囲

本決定は、ベトナムにおける太陽光発電開発の奨励メカニズムに関して規定する。

第2条. 適用対象

本決定の適用対象は、ベトナムにおける太陽光発電開発に参画する組織又は個人、並びに関連する組織又は個人から成る。

第3条. 用語解説

本決定において、以下の各用語は次のように解釈される；

1. 「電力購入者」とは、ベトナム電力公社（EVN）、ベトナム電力公社（EVN）から権限を委任されたメンバー企業、売電者から電力を購入する組織若しくは個人、又は、法令の規定により上記の組織の権利及び義務を受け入れた組織のことをいう。

2. 「売電者」とは、工場（発電所）、又は太陽光発電システム、又は法令の規定により上記の組織若しくは個人の権利及び義務を受け入れた組織若しくは個人からの発電分野における活動に参画する組織又は個人のことをいう。

3. 「ベトナム電力公社（EVN）に属しない配電及び電力小売事業者」とは、電力を利用する顧客に対して電力小売をするために配電事業者から卸電力を購入する、配電及び電力小売分野における電気事業許可証を発給された、ベトナム電力公社（EVN）に属さない電気事業者のことをいう。

4. 「太陽光発電」とは、太陽エネルギーを電気に変換する原理による太陽光発電パネルから生産される電力のことをいう。

5. 「屋上太陽光発電システム」とは、電力購入者が有する 35kV 以下の電圧レベルのグリッドに、直接又は間接的に接続された 1MW を超えない容量で建造物の屋根の上に設置される太陽光パネルを有する太陽光発電システムのことをいう。

6. 「グリッドに接続された太陽光発電プロジェクト」とは、本条第 5 項の規定以外の、国家グリッドに直接接続された太陽光発電プロジェクトのことをいう。

7. 「水上太陽光発電プロジェクト」とは、水面に浮かぶ構造物の上に設置された太陽光パネルを有し、グリッドに接続された太陽光発電プロジェクトのことをいう。

8. 「陸上太陽光発電プロジェクト」とは、本条第 7 項に規定するプロジェクト以外で、グリッドに接続された太陽光発電プロジェクトのことをいう。

9. 「グリッドに接続されたプロジェクト又はプロジェクトの一部の商業運転日」とは、太陽光発電施設の全部又は一部が、電力購入者のために売電する用意が整い、以下の各条件を満たすものをいう。

- a) 規定に従い、施設の全部又は一部の初期テストを完了すること；
- b) 権限を有する機関から発電領域における電気事業許可証の発給を受けていること；
- c) 売電者及び電力購入者が、支払いを開始するためのメーターの検針を行うこと。

第 2 章

グリッドに接続された太陽光発電

第 4 条. グリッドに接続された太陽光発電プロジェクトからの電力購入責務

1. 電力購入者は、電力システムの運用、電力分野の標準及び技術基準に関する規定に合致した国家グリッドシステムにおけるグリッドに接続された太陽光発電プロジェクトから生産される全ての電力を買い取る責務を有する；太陽光発電プロジェクトからの全ての容量及び電力の開発のための調整を優先する。

2. グリッドに接続された太陽光発電プロジェクトのモデル電力売買契約書の使用は、売電者と電力購入者（ベトナム電力公社（EVN）、又はベトナム電力公社（EVN）から権限を委任されたメンバー企業）との間での電力売買における義務である。

3. グリッドに接続された太陽光発電プロジェクトに対する電力売買契約の期限は、商業運転日から 20 年間である。これ以降、契約期限の延長又は新たな契

約の締結は、契約延長の締結又は新たな契約の締結を行う時点での法令の規定に従って実施される。

第5条. グリッドに接続された太陽光発電プロジェクトに対する電力購入価格

1. グリッドに接続された太陽光発電プロジェクトが、2019年11月23日以前に権限を有する機関から投資方針の決定を受け、かつ、プロジェクト又はプロジェクトの一部の商業運転日が2019年7月1日から2020年12月31日までである場合、そのプロジェクト又はプロジェクトの一部は、本決定の付録に規定するメーターの設置所におけるグリッドに接続された太陽光発電プロジェクトの電力購入価格表を適用する。

2. 電力購入価格表における電力購入価格は付加価値税（VAT）を含まず、米ドルに対するベトナムドン（US¢/kWh相当で計算される）のレートの変動により調整され、適用されるレートは、売電者が支払い領収書を発行した日における、ベトナム国家銀行の公表による米ドルに対するベトナムドンの中央レートである。この電力購入価格は商業運転日から20年間適用される。

3. ニントゥアン省に対しては、全てのレベルの電力開発計画に含まれ、かつ、2021年1月1日以前に商業運転日となるグリッドに接続された太陽光発電プロジェクトからの電力購入価格は、2,086ドン/kWh（付加価値税（VAT）は含まず、9.35US¢/kWh相当であり、これは2017年4月10日付ベトナム国家銀行の公表による米ドルに対するベトナムドンの中央レートである22,316ドン/米ドルに従ったもの）であり、商業運転日から20年間適用される。電力購入価格はベトナムドン/米ドルのレート変動で調整される。適用されるレートは、売電者が支払い領収書を発行した日においてベトナム国家銀行の公表による米ドルに対するベトナムドンの中央レートである。この電力購入価格は商業運転日から20年間適用される。

4. 本条第1項及び第3項における各条件が適用されないグリッドに接続された太陽光発電プロジェクトからの電力購入価格は、競争メカニズムにより決定される。

5. 本条第1項及び第3項における電力購入価格は、16%以上の光電子セル（太陽光セル）又は15%以上のモジュールの効率を有するプロジェクトに適用される。

6. 本条第1項及び第3項に掲げるグリッドに接続された太陽光発電プロジェクトからの電力購入コストは、ベトナム電力公社（EVN）の年間の卸売及び小売電力価格設定提案に投入したパラメーターに十分に含まれている。

第6条. グリッドに接続された太陽光発電プロジェクトの開発

1. グリッドに接続された太陽光発電プロジェクトの主な設備は、ベトナムの標準及び技術基準、国際標準（IEC）又は同等の標準に適合していなければならない。グリッドに接続された太陽光発電プロジェクトの電力品質は、電圧及び周波数に関する技術要求、並びに現行法令による国家電力システムの運用に関する要求に適合していなければならない。

2. グリッドに接続された太陽光発電プロジェクトの投資及び建設は、投資、建設、電力安全、土地、防火・消火、環境保護に関する法令及び関連する法令の他の規定に従って実施される。

3. グリッドに接続された太陽光発電プロジェクトに対する税、土地利用及び水面利用に関する優遇は、関連する現行法令の規定に従って実施される。

第7条. グリッドに接続された太陽光発電プロジェクトの電力システムへの接続

1. 売電者は、売電者の発電所から電力購入者のグリッドとの接続ポイントまでの電気計測機器、送電線及びブースター変電所（設置されている場合）の投資、設置、運転及びメンテナンスの責任を負う；計量に関する法令の規定に厳密に従い、電気計量設備の検証、較正及び試験を実施する。

2. 接続ポイントは、承認された計画に合致した上で、売電者と電力購入者により合意する。接続ポイントが計量機器の配置ポイントと異なる場合、売電者は、接続ラインでの電力の損失及び発電所のターボチャージャー変圧器の損失を負う。

第3章

屋上太陽光発電システム

第8条. 電力購入価格及びモデル売買契約

1. 屋上太陽光発電システムは、購入者であるベトナム電力公社（EVN）又は購入者である他の組織又は個人（ベトナム電力公社（EVN）の電力網を使用しない場合）のために生産された電力の一部又は全てを、販売することが許可されている。

2. ベトナム電力公社（EVN）又は権限を委任されたメンバー企業は、本決定の付録にある屋上太陽光発電システムに対する電力購入価格表に規定する電力購入価格に従い、国家グリッドに発電する屋上太陽光発電システムからの電力量の支払いを実施する。この電力購入価格は付加価値税（VAT）を含まず、米ドルに対するベトナムドン（US¢/kWh 相当で計算される）のレートの変動により調整され、適用されるレートは、翌年の電気代の支払いを計算するために前年の最終日における、ベトナム国家銀行の公表による米ドルに対するベトナムドンの中央レートである。各当事者は、税及び手数料に関する現行法令の規定を実施する責任を有する。

3. 電力購入者がベトナム電力公社（EVN）又は権限を委任されたメンバー企業でない場合、電力購入価格及び電力購入契約は、現行法令の規定に合致した当事者の合意による。

4. 本条第2項の電力購入価格は、2019年7月1日から2020年12月31日までの段階で発電運転をし、検針の確認がなされた屋上太陽光発電システムに適用され、発電運転から20年間適用される。本条第2項に規定する屋上太陽光発電プロジェクトからの電力購入コストは、ベトナム電力公社（EVN）の年間の

卸売及び小売電力価格設定提案に投入されたパラメーターに十分に含まれている。支払い領収書は、個別の提供された電力及び受け取った電力に基づいて作成される。

5. 電力購入者がベトナム電力公社（EVN）又はベトナム電力公社（EVN）から権限を委任されたメンバー企業である電力購入契約は、モデル電力購入契約に従わなければならない。屋上太陽光発電システムの電力購入契約の最大の期限は、発電運転した日から20年間である。この時以降、契約時間の延長又は新たな契約の締結は、現行法令の規定に従って実施される。

第9条. 屋上太陽光発電システムの開発、接続及び電気計量

1. 太陽光発電システムは、ベトナム電力公社（EVN）又はベトナム電力公社（EVN）から権限を委任されたメンバー企業との接続の登記後、開発のために投資された国家グリッドと直接又は間接的な接続を有する。

2. ベトナム電力公社（EVN）は、ベトナム電力公社（EVN）又はベトナム電力公社（EVN）から権限を委任されたメンバー企業との電力売買契約に締結した屋上太陽光発電システムの電気計量設備の投資、設置及びメンテナンスを行う。

3. 屋上太陽光発電システムは、16%以上の光電子セル（太陽光セル）又は15%以上のモジュールの効率を有する

4. 屋上太陽光発電システムを投資及び設置した組織又は個人は、現行法令に従い、電力安全、建築安全、環境及び防火・防爆の要求を確保しなければならない。

第4章 実施条項

第10条. 行政機関の責務

1. 商工省

a) 指導し、ニントゥアン省人民委員会及びEVNと協力し、2018年8月31日付2018年から2023年の段階におけるニントゥアン省の経済・社会発展を支援し、生産活動、国民生活を安定させる特別な政策及びメカニズムの実施に関する政府決議No.115/NQ-CP第5条第3項に規定する支援の電力購入価格を享受する要求を適用される商業運転日を有するグリッドに接続された太陽光発電プロジェクトを監視する；

b) 実施し、ガイダンスし、そして（地方政府の）省及び中央直轄市の人民委員会と協力し、本決定の実施の検査及び監査を行う。

c) グリッドに接続される太陽光発電プロジェクトに適用されるモデル電力売買契約、及び電力購入者がベトナム電力公社（EVN）又は権限を委任されたメ

ンバー企業である屋上太陽光発電システムに適用されるモデル電力売買契約を公布する。

d) ベトナム電力公社（EVN）に属さない配電及び電力小売事業者が参加する屋上太陽光発電システムの出力電力の計量，記録及び計算に関する規程を公布する。

d)（中央政府の）省庁及び地方自治体と協力し，太陽光発電プログラムの開発を促進するためのリソースを活用する。

e) 太陽光発電プロジェクトの入札メカニズム及びロードマップを完全に研究し，実施し，全国における展開に係る承認を政府首相に報告する。

2.（地方政府の）省及び中央直轄市の人民委員会

a) 地域における太陽光発電プロジェクトの投資，実施及び発展のため，賠償，土地収用，インフラ及び人材に関して投資家と協力し，支援する。

b) 地方自治体における太陽光発電プロジェクトの実施の監査及び検査を行う。

c) 現行法令の規定に従い，地方における太陽光発電関連活動に関する国家管理の責務を実施する。

d) 地域における太陽光発電プロジェクトの開発，投資及び登記の状況に関して，商工省に報告する。

第 11 条. ベトナム電力公社（EVN）

1. ベトナム電力公社（EVN）は，ベトナム電力公社（EVN）又はベトナム電力公社（EVN）が権限を委任したメンバー企業と電力売買契約を署名した太陽光発電プロジェクトの電力購入コストを十分に見積もり，そして，ベトナム電力公社（EVN）の年間の卸売及び小売電力価格設定提案に投入したパラメーターを含める責務を有する。

2. 再生可能エネルギー源の統合時における，電力システムの安定的な運転の確保を目指したシステムのための蓄電の解決方法の投資を研究する。

3. 全国のグリッドに接続された太陽光発電及び屋上太陽光発電の開発に関する管理情報システムを構築する。

4. 全国の電力システムに過度な負荷をかけずに，グリッドに接続された太陽光発電プロジェクトと屋上太陽光発電システムの容量の解消を確保するため，送電線プロジェクトの進捗状況を確認する。

5. 太陽光発電グリッドの現状，並びにグリッドに接続した太陽光発電プロジェクト及び屋上太陽光発電システムから購入した総設備容量と電力出力に関して，商工省に毎年報告する。

第 12 条. 施行効力

1. 本決定は，2020 年 5 月 22 日から施行の効力を有する。

2. 大臣，（中央政府の）省庁レベルの機関の長，政府直轄機関の長，及び（地方政府の）省・中央直轄市の人民委員会委員長；ベトナムにおける太陽光発電プロジェクトの活動に関与する各機関，ユニット及び各関連組織の長が，本決定を実施する責任を負う。

宛先:

- 党中央書記局；
- 政府首相，各政府副首相；
- （中央政府の）省庁，省レベルの機関，政府直轄機関；
- （地方政府の）省・中央直轄市の評議員会及び人民委員会；
- 党中央委員会及び各委員会；
- 書記長事務局；
- 国家主席府；
- 民族委員会及び国会の各委員会；
- 国会事務局；
- 最高人民裁判所；
- 最高人民検察院；
- 国家会計検査院；
- 国家財政監査委員会；
- 社会政策銀行；
- ベトナム開発銀行；
- ベトナム祖国戦線中央委員会；
- 各団体の中央組織；
- 首相府：官房長官，官房副長官，政府首相補佐官，情報通信部長，各庁・局，直轄ユニット，官報；
- 保管: VT, CV (2b) ,110

**首相代理
副首相**

（署名）

チン・ディン・ズン

付録

太陽光発電電力購入価格表

(2020年4月6日付政府首相決定 No.13/2020/QĐ-TTg の添付)

| 順番 | 太陽光発電技術 | 電力価格 | |
|----|---------------|---------|--------------|
| | | VND/kWh | Uscent/kWh相当 |
| 1 | 水上太陽光発電プロジェクト | 1.783 | 7.69 |
| 2 | 陸上太陽光発電プロジェクト | 1.644 | 7.09 |
| 3 | 屋上太陽光発電システム | 1.943 | 8.38 |

注釈：2020年3月10日付ベトナム国家銀行公表による米ドルに対するベトナムドンの中央レートにより計算されたレートである。

(注) 法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり、仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。